

ID: 778

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第13条		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【根拠条文】 (原因者負担金) 第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日